

北方領土問題の歴史と諸権利 (4)

はじめに

- 1 領土主権と国家領域
- 2 北方領土問題の歴史 (以上、第7巻2号)
- 3 第2次世界大戦前後の国際的文書 (以上、第8巻1号)
- 4 戦後の日露交渉史 (以上、第9巻1号)
- 5 北方領土にかかわる諸権利 (以下、本号)

おわりに



高井 晋
(笹川平和財団特別研究員)

5 北方領土にかかわる諸権利

(1) 旧島民とその産業

北方領土問題が竹島問題や尖閣諸島問題と大きく異なるのは、第2次世界大戦終了時まで多くの島民が居住しており、日常生活を営んでいたことにある。北方領土をはじめ千島列島の主な産業は漁業で、旧島民の大部分は漁業とこれに関係する生業を営んでいた。終戦時、北方四島に住んでいた人は3,124世帯17,291人で、その職業は漁業が一番多く、その他公務員、商業、鉱工業、運送業などで生活していた¹。

漁業に従事していた旧島民に加えて、冬場を除いた時期には、根室や函館・本州方面から5,000人以上の人々が北方領土に出稼ぎに来たので人口が増加した。また、占守島や幌筈島でも漁期には1万人を超える出稼ぎの人々が一時的に漁業に従事し、これらの人々は漁期が終わると、工場の番人などがわずかに数10人くらい残って越冬するだけであった。

¹ この項は、主として独立行政法人北方領土問題対策協会 HP「北方領土の人口」(https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/islands/island3/) (as of 10 February 2020) を参照。

昭和20年8月15日現在の世帯数及び人口

島名	世帯数	人口
歯舞群島 (水島島)	154 世帯	986 人
歯舞群島 (秋勇留島)	14 世帯	88 人
歯舞群島 (勇留島)	79 世帯	501 人
歯舞群島 (志発島)	374 世帯	2,249 人
歯舞群島 (多楽島)	231 世帯	1,457 人
色丹島	206 世帯	1,038 人
国後島 (泊村)	894 世帯	4,864 人
国後島 (留夜別村)	433 世帯	2,500 人
択捉島 (留別村)	424 世帯	2,258 人
択捉島 (紗那村)	226 世帯	1,001 人
択捉島 (薬取村)	89 世帯	349 人
計	3,124 世帯	17,291 人

(出典: https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/islands/island3/)

因みに、現在北方領土に定住するロシア人の住民数は下表の通りで、日本統治の時代から60年も経過しているにもかかわらず人口が増加していない。北方領土の冬は過酷な自然環境にあり、ロシア極東の最果ての島であり、社会インフラの整備が遅れているだけでなく産業もほとんどないため、ロシア政府の政策により北方領土に移住してきたロシア人は、数年経たずにサハリン島へ戻ってしまうという。

北方四島在住ロシア人の人口

島名	2015年	2016年
色丹島	3,006 人	2,917 人
国後島	7,916 人	7,817 人
択捉島	5,906 人	5,934 人
計	16,828 人	16,668 人

(出典: https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/islands/island3/)

日本政府は、1869年に北海道開拓庁を発足させ、国後島、択捉島および多数の島々から成る千島列島を合わせて千島国とした。得撫島以北の千島列島は、得撫郡、新知郡、占守郡の三郡から成り、根室支庁の直轄地で、町村制は施行されていなかった。色丹島は、当初千島国と区別

されていたが、1885年に行政上の便宜から千島国へ編入されている。

日本が北方領土としてロシアに返還を要求しているのは、これまで縷々述べて来たように択捉島、国後島、色丹島、歯舞諸島である。択捉島以南の北方領土は、1923年4月に町村制が施行され、国後島は国後郡泊村及び留夜別村の1郡2村、択捉島は択捉郡留別村、紗那郡紗那村及び薬取郡薬取村の3郡3村、色丹島は、色丹郡色丹村の1郡1村となった。歯舞群島は、北海道根室半島に本村を有していた歯舞村の離島であったが、1915年4月4日に町村制が施行され、花咲郡歯舞村の行政区域に属していた。また歯舞村は1959年4月根室市に編入されたので、現在、歯舞群島は根室市に所属している。

北方領土の旧島民が従事していた産業は、水産業、林業、畜産業を含む農業、鉱業であった²。北方領周辺の海域は、千島海流と日本海流が交錯し、且つ北海道本島と隣接諸島との間に陸棚を形成しているため、魚種が極めて多く豊富な水産資源に恵まれていたため、古くから世界三大漁場の一つとして知られていた。水産資源の種類は、魚類で

色丹島斜古丹地区で鱈を干す旧島民



(出典：千島歯舞諸島居住者連盟所蔵)

は暖流系回遊魚の鮪、秋刀魚等、寒流系回遊魚の鮭、鱒、鯨等、寒流系底棲魚の鱈、スケトウダラ、オヒョウ、鰈、アブラコ等、甲殻類では毛蟹、タラバ蟹、ズワイ蟹、花咲蟹、海老等、貝類では帆立貝、北寄貝、海藻類では昆布、海苔等多種にわたっていた。しかし北方領土の主要産業は、主としてサケマス定置網漁業、鱈漁業、タラバ蟹漁業、昆布採取業などで、水産加工については乾製品、塩製品、缶詰製品、油脂製品等であった³。

北方領土においては、水産業に次いで重要な産業は林業であった。しかし歯舞群島には樹林というべきものはなく、色丹島は総面積の20%が白樺を主とする闊葉樹林で、これに対して、国後島は50%が原始林、10%が原野、40%が疎林で、択捉島は50%が原始林、5%が原野、20%

が疎林、25%が無立木地または山岳地帯のハイ松林帯だった⁴。

国後島では、トド松、エゾ松等の良質の針葉樹林が90%を占め、残りの10%が樺類および檜等の闊葉樹の混生林となっていた。択捉島では、南部がトド松、エゾ松の純林、中部がシコタン松および闊葉樹の混生林、北部が闊葉樹林となっていて、中北部の山岳地帯は、ハイ松林帯、山嶺線は無立木地であった。色丹島、国後島、択捉島3島を通じて年間伐採量は約50万石で、その大部分は原木のまま根室や函館に送られ、建築、漁船建造その他箱材に使用され、一部は島での生活のため魚を入れる箱などの原料であったという⁵。

北方領土の旧島民が従事していた農業は、漁業のかたわら自家用野菜、飼料用燕麦および牧草の栽培が行われていた程度で、専業農家は皆無に近い状況だった。しかし当時の道庁の試作結果によれば、大麦、小麦、蕎麦、ジャガイモ、野菜等のほか、トウモロコシ、ライ麦、牧草等の飼料作物は適作物なので、適切な管理を行えば北海道本島並の農業経営は十分に可能とされていた。畜産については、四島を合わせて約53,000ヘクタールの放牧地に約6,000頭の牛馬が放牧されていた⁶。

北方領土の地下資源は、昭和初期、鉱業の発展に伴って未開発資源が重視され、1、2の企業の対象となるとともに、地質調査及び探鉱が漸次進展したが、鉱床の規模は大きなものが少なく、自然的条件にも左右され、また資本規模も小さかったので、開発はあまり進まなかった。しかし、調査は十分ではなかったものの、将来におけるこの地域の地下資源の開発は極めて重要であると見られている。札幌通商産業局保管の鉱業原簿によれば、国後島および択捉島に13の採掘鉱区、149の試掘鉱区、7の砂区があり、登録鉱種は硫黄、金、銀、銅、硫化鉄、鉛、亜鉛、鉄、砂鉄、珪砂等であったという⁷。

(2) 北方領土の土地所有権の問題

北方領土における民有地の割合は約2%しかないが、その土地のほとんどは海岸線に面しており、現在は海水の浸食によりかなりの土地が消

4 同上。

5 同上。

6 同上。

7 同上。

2 この項は主として同北方領土問題対策協会HP「北方領土の産業」(<https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/islands/island5/>) (as of 10 February 2020) を参照。

3 同上。

失ってしまったと推測されている⁸。かかる北方領土では、ソ連軍によって占領されるまでは不動産登記制度が実施されていたが、法務局の記録によると、閲覧および謄抄本交付件数は、昭和10年頃の択捉島紗那郡の紗那出張所で100件足らず、1944年頃の択捉郡の留別出張所では70～80件程度だったという⁹。しかし、占領後から現在に至るまでの間は、登記事務は一切行われていない¹⁰。

択捉島紗那郡紗那村の旧島民の住居



(出典：北方領土問題対策協会北方領土学習教材集)

不動産登記制度は、不動産の物理的現況と実態的物権変動を正確かつ迅速に公示することにより、不動産取引の安全と円滑に奉仕することを目的としているため、登記簿は公開されなければならない¹¹。日本政府によると、北方領土における不動産については、持ち出された当時のままの登記簿、土地台帳および家屋台帳が、現在も釧路地方法務局に保管されており、また、当該登記簿に係る登記用紙について、閉鎖の手続は行われていないが、現在、管轄権の一部を事実上行使できない状況にあるため、北方領土における不動産についての登記事務は行っていない¹²という。

第2次世界大戦の結果としてロシア軍に占領された事情があるものの、旧島民は所有していた不動産を放棄して引き揚げを余儀なくされたのであるから、そして日本はかかる北方領土を固有の領土として返還を主張している以上、旧島民の土地所有権の問題はこれを放置しておけないことは言を俟たない。この点に関して日本政府は、現在、北方領土における管轄権の一部を事実上行使できない状況にあるため、土地や不動産に対して固定資産税を課していないが、当該不動産が滅失している等

8 札幌青年司法書士会北方領土登記簿等調査研究委員会編『北方領土の権利と財産』、1992年、35頁。

9 同書、42頁。

10 同書、44頁。

11 同書、55頁。

12 内閣衆質169第489号「衆議院議員河村たかし君提出北方領土の旧島民の権利に関する質問に対する答弁書」、1945年6月17日 (http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b169489.htm) (as of 15 February 2020)。

の特段の事情がない限り、その所有権は、消滅しているものではないと考えているため、不動産の権利者に対して補償を行ったことはない¹³という。

戦後60年以上を経過した今日、旧島民の土地所有権も相続されているなければならないが、不動産登記簿に登記できない状態が継続しているのも事実である。しかし、北方領土が相続税法附則第2項および相続税法施行令附則第2項の規定により、当分の間、相続税法の施行地から除かれているため、北方領土にある土地や不動産については、相続税の課税対象とはなっていない¹⁴。

さらに、北方領土が日本に返還されたとしても、現実にはすでにロシア人が旧島民の土地を不法に占拠して居住している現実は、不法占拠を強制的に排除して、旧島民の土地所有権を回復できるか否かの問題もある。しかしこれらの問題は、釧路地方法務局根室支局に保管されているはずの不動産登記簿の存在は、土地の変形や浸食に起因する境界画定の困難さがあるとしても、これらの問題を解決する上でカギとなる¹⁵。

第2次世界大戦に翻弄された沖縄においては、土地所有権を証明する書面も散逸し、土地の境界も不明な箇所が多かったために所有権の証明は困難を極めたという。戦後になってこの問題を解決するために、「字土地所有権委員会」を設置し、各筆の土地所有者から隣地の土地所有者2人を保証人とする土地所有権の申立書を提出させ、それを受けて同委員会は各字の土地調査や測量を実施し、その結果を「村土地調停委員会」に提出し、同委員会が村全体の土地調査を行い、さらにその集合体

13 『北方領土の権利と財産』(前掲註3)、55頁。

14 内閣衆質169第489号(前掲註8)。また同答弁書によると、相続税法第1条の3第1号または第2号の規定に該当する者については、同法第2条第1項の規定により、その者が相続または遺贈により取得した財産の全部に対し相続税が課税されるが、租税特別措置法第69条の2第1項の規定により、相続または遺贈により取得した財産その他財務省令で定める財産が終戦時に相続税法の施行地外の北方領土にあった場合は、当該財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎には算入しないとされている。さらに、相続税法第1条の3第3号の規定に該当する者については、同法第2条第2項の規定により、その者が相続または遺贈により取得した財産で同法の施行地にあるものに対し、相続税が課税されることとされているが、北方領土は同法の施行地から除かれているため、その財産または遺贈により取得した財産は相続税の課税の対象となっていない。

15 公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟は、1945年8月15日頃における北方領土の各島の居住者や各世帯の土地、建物などに係わる財産の所有状況ではないと断っているものの、主な官公署、学校、神社、寺院、商店、駅通などの施設を掲載した地図を掲載している (<http://www.chishima.or.jp/map.htm#001>) (as of 20 February 2020)。